

平成27年度 一般入学志願者心得

石川県立羽咋工業高等学校

〒925-8521 羽咋市西釜屋町ク21番地

電話 0767-22-1193(代)

1 募集定員

募集定員は、推薦入学の人数も含めて、次のとおりである。

工業科 第1学年

- 電子機械科 40名 (推薦入学を含む)
- 電気科 40名 (推薦入学を含む)
- 建設造形科 40名 (推薦入学を含む)

2 出願資格

志願者及び保護者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者で、次のいずれかに該当する者。

ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は出願できない。

- (1) 平成27年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

3 出願手続

- (1) 入学志願者は、一人1学科に限り出願することができるものとする。
ただし、第1志望の学科以外の学科を、第2志望とすることができる。
- (2) 入学志願者は、所定の入学願書に入学検定手数料2,200円（石川県証紙を使用料(手数料)納入票に貼り、消印しないこと）を添え、原則として在学又は出身中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。
- (3) 2の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。
- (4) 県外からの出願者及び2の(3)に該当する者は、入学願書に石川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が発行する入学志願許可書を添えるものとする。

4 志願変更

- (1) 志願の変更
入学願書提出後に、志願先高等学校を変更しようとする者又は本校に設置される他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限り、その志願を変更することができる。
ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。
- (2) 志願変更手続
ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して、先に入学願書を提出した高等学校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（納入票）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書にこれを添えて、変更先高等学校長に提出する。
なお、志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。
イ 他の学科へ志願変更する場合も、アに準じて手続をすること。
ウ 県外からの出願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

5 出願及び志願変更等の期間

- (1) 入学願書受付期間
平成27年2月19日(木)から2月24日(火)まで
ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。
- (2) 志願者数公表
平成27年2月24日(火) 午後3時30分、本校において行う。
- (3) 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）
平成27年2月27日(金)から3月3日(火)まで
ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。
なお、(1)、(3)についての受付時間は、午前9時から午後4時までとし、2月24日(火)及び3月3日(火)は、午前9時から午後3時までとする。

6 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のは、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封の上、中学校長に提出する。その際、封筒の表に在学又は出身中学校名と志願者氏名を記載する。

7 学力検査等

- (1) 学力検査等は、平成27年3月10日(火)及び11日(水)の両日、本校において次の日程により実施する。

受付は両日とも8:00~8:30とし、2日目の学力検査終了後に入学説明会の資料を配布する。

3月10日 (火)	8:30~8:40 点呼・伝達	9:00~9:50 国語	10:10~11:00 理科	11:20~12:10 英語
3月11日 (水)	8:30~8:40 点呼・伝達	9:00~9:50 社会	10:10~11:00 数学	12:10~14:10 面接

* 各教科 100 点満点

- (2) 面接について。

ア 実施形態：集団面接

イ 検査時間：1グループ15分~20分（1名につき5分程度）

- (3) 検査当日の携帯品

ア 受検票、鉛筆、鉛筆削り、消しゴム、内履き、昼食（2日目）

検査室には時計がないので腕時計を持参すること。（ただし、アラームやベル機能を備えた時計等の検査室への持ち込みは禁止する。なお、腕時計の貸し出しはしない。）

イ 数学の時間には定規（分度器機能のついていないもの）、コンパスを必ず持参すること。

ウ 携帯電話、電卓付腕時計、英和・和英辞書機能を備えた腕時計、分度器、分度器機能のついた定規等の検査室への持ち込みは禁止する。

- (4) 検査室の下見は、平成27年3月9日(月)午後1時30分から3時30分までとする。（内履き持参）

8 合格者の発表

平成27年3月18日(水) 正午、本校玄関前掲示板において合格者の受検番号を掲示する。なお、本人には通知しない。また、電話による問い合わせには応じない。

9 県外からの出願

- (1) 出願手続

県外からの出願者は、入学志願特別事情具申書を、平成27年1月6日(火)以降に教育委員会に提出して入学志願許可を受け、入学志願許可書を添えて入学願書受付期間内に、本校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

- (2) 出願の特例措置

ア 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内にし出願手続ができなかった者については、教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

イ この特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経由して教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて本校へ出願することができるものとする。その出願期間は、平成27年2月27日(金)から3月3日(火)午後3時までとする。

10 帰国生徒及び外国人生徒の出願等

- (1) 帰国生徒及び外国人生徒の出願

ア 中学校に在籍する帰国後3年未満（外国人生徒にあつては入国後3年未満）の生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。

イ 外国の中学校を卒業見込み又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添えて、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

11 学力検査における特別措置

- (1) 学力検査において特別措置を希望する者については、申請により措置を受けることができるものとする。

- (2) 特別措置申請手続

ア 特別措置を希望する者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別措置申請書により中学校長を経由して本校校長に申請するものとする。

イ 本校校長は、県教育委員会と協議の上、措置事項について中学校長に通知するものとする。

12 合格者の入学説明会について

合格者については、下記の日程にて高校入学の準備として入学説明会を行う。

- (1) 日 時：平成27年3月20日(金) 午後1時から

- (2) 場 所：本 校